

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和8年8月1日時点で利用可能な行政サービス等を掲載しています。
- 掲載されていないものについても、現在、市町等と調整中であり、調整が完了したものから、順次、一覧表を更新していきます。
- ・各サービス等を利用するためにはパートナーシップ宣誓書受領証又は受領カードの提示のほか、各行政サービスの利用要件を満たす必要があります。
- ・なお、一部のサービス利用においては、パートナーシップ宣誓書受領証又は受領カードの提示が不要場合があります。

3 県市町別サービス一覧【三島市】

(令和8年8月1日現在)

No.	制度等名称	宣誓書受領証等の提示		問合せ先		備考
		必要	不要	担当課	電話番号	
1	市営住宅の入居申込み	○		住宅政策課	055-983-2639	
2	身体障害者等に対する軽自動車税（種別割）の減免		○	課税課	055-983-2625	
3	市営墓園の使用・承継	○		みどりと水のまちづくり課	055-983-2643	
4	みどりの贈りもの		○	みどりと水のまちづくり課	055-983-2642	
5	DV相談		○	こども未来課	055-983-2713	
6	公立保育所・公立幼稚園の送迎		○	こども保育課	055-983-2611	
7	放課後児童クラブへの子のお迎え		○	教育総務課	055-983-2668	
8	生活保護制度		○	福祉総務課	055-983-2613	住民票上別世帯であっても、同居かつ同一生計であれば同一世帯として認定される。
9	在宅寝たきり老人等介護者手当		○	長寿政策課	055-983-2609	
10	在宅寝たきり高齢者等紙おむつ給付		○	長寿政策課	055-983-2609	
11	介護者はり灸マッサージ治療費助成事業		○	長寿政策課	055-983-2609	
12	自立相談支援事業		○	福祉総務課	055-983-2613	
13	住居確保給付金		○	福祉総務課	055-983-2613	世帯の認定方法に関しては、生活保護制度のものを準用するため、同居かつ同一生計であれば同一世帯として認定される。
14	居住支援事業		○	福祉総務課	055-983-2613	
15	家計改善支援事業		○	福祉総務課	055-983-2613	
16	緊急通報装置設置費補助金		○	長寿政策課	055-983-2609	
17	寝具類クリーニング費用助成事業		○	長寿政策課	055-983-2609	
18	一人暮らし高齢者等給食サービス事業		○	長寿政策課	055-983-2609	
19	ふれあいさわやか回収事業		○	長寿政策課	055-983-2609	
20	訪問理美容サービス事業		○	長寿政策課	055-983-2609	
21	国民健康保険の資格、給付に関する手続き		○	保険年金課	055-983-2604	住民票同一世帯のものに限る
22	高齢者医療制度の資格、給付、保険料の納付に関する手続き		○	保険年金課	055-983-2710	住民票同一世帯のものに限る
23	在宅重度重複障害者介護者手当		○	障がい福祉課	055-983-2612	該当者する障がい者に郵便で申請書を送付している。
24	災害弔慰金の申請手続き	○		福祉総務課	055-983-2610	
25	罹災証明の交付申請		○	課税課	055-983-2625	同居していない場合は宣誓書を必要とする。
26	住民票の続柄を「縁故者」に変更	○	○	市民課	055-983-2602	2名で手続に来庁した場合は提示不要だが、1名での手続の場合は提示が必要。
27	市町職員の特別休暇・介護休暇	○		人事課	055-983-2617	
28	市町職員の慶弔見舞金・介護給付金	○		人事課	055-983-2617	